

令和元年葛巻町議会 12月定例会議 会議録（第2号）

令和元年12月9日（月）

午前10時 開 議

【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名議員の指名

【 一般質問 】

日程第2 一般質問

(1) 4番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

(1) 町道葛巻浦子内線・上外川線の整備について

(2) 2番 山崎邦廣君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(1) 学校廃校舎の活用について

(2) 町道の活用について

(3) 6番 姉帯春治君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(1) 森林整備について

(2) 町水道について

令和元年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第2号)

議事日程告示年月日	令和元年 1月29日 (金)					
再開年月日	令和元年 2月6日 (金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和元年 2月9日 (月) 開議 10時00分 散会 12時20分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1			6	姉帯春治	○
	2	山崎邦廣	○	7	山岸はる美	○
	3	大平守	△	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	高宮一明	○
	5	鈴木満	○	10	中崎和久	○
会議録署名議員	2番	山崎邦廣	7番	山岸はる美		
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局総務係長	村木晋介		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長	松浦利明
	副町長	觸澤義美	建設水道課長	中山優彦
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会会長	深澤進	病院事務局長	大久保栄作
	代表監査委員		農業委員会事務局長	和野康弘
	総務企画課長	山下弘司	総務企画課室長	大川原洋一
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	波紫徳彰
	住民会計課長	千葉隆則	総務企画課財政係長	近藤桂太
健康福祉課長	檜木幸夫			

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

欠席届を出されている議員は、3番、大平守君であります。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、山崎邦廣君及び7番、山岸はる美さんを指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。

今回の定例会議には、3名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快に願います。

最初に、4番、柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

おはようございます。柴田勇雄でございます。早いもので私ども議員の今任期は来年の1月19日までとなっております。したがって、この12月定例会議一般質問は任期最後の質問となるものでございます。

私からは、通告しております町道葛巻浦子内線、上外川線の整備についてを伺います。

新大橋の屋根付き木橋整備であります。先に議会と町長も同行し、四国は四万十川源流域にある高知県梶原町の屋根付き木橋を行政視察いたしました。この視察では、林業の町の木材活用拡大振興策をはじめ、きれいな清流川保全や木の温もりのある自然景観等にマッチしていること等を確認し、勉強させていただきました。この視察により、当町での屋根付き木橋整備促進について、意を強くした1人です。このようなことから、議会でも新大橋への早期整備実現に向け、質問、質疑を幾度となく取り上げてきた経緯にあります。このような中、今年度当初予算に大橋下部工等関連事業費として172,000,000円が計上議決され、いよいよ本格事業着工になると、大きな期待を寄せております。

また、今年9月に完成した馬淵川沿いの堤防を嵩上げ拡幅活用した町内バイパス機能を兼ね備えた町道茶屋場田子線に新大橋が直結される計画となっております。中心市街地にも近く、立地条件にも恵まれていることから、町並みや景観の向上等による空間の美しさ、快適性の重要要素がさらに増していくものと考えております。

町道として、人と車も通れる屋根付きの大橋の木橋の整備は、当町ではもちろん初めてのケースであります。どのような橋が完成するのか楽しみで、しかも、全国的にも注目度の高い、先進事例大型整備工事と思われます。一方、工事も多額な費用を要すると思われますが、肝心の工事内容が我々議会はもとより町民に伝わってこない現状となっております。町当局には、今後、事前に工事内容等の概要について積極的な情報の開示を求めたいと思います。新大橋は、町道葛巻浦子内線の玄関口にあたりますが、新大橋周辺の次の工事等について伺います。

一つ目に、先ほど申し上げましたが、新大橋の建設工事の工事内容が議会にも町民にも未だ何も届いておりません。新大橋木橋整備及びこれに関連する道路拡幅工事の進捗状況は現在どのようになっているのか、お伺いをいたします。

二つ目に、新大橋木橋整備大型工事にあたっては、単なる町道整備のみならず、まちづくりへの効果や果たす役割など、たくさんあると考えられますが、町のセールスポイントは何なのか、そして、どのように発揮されていくのか、お尋ねをいたします。また、総事業費、財源内訳、デザイン、工事発注方法、工期等も併せて具体的にお知らせをお願いいたします。

新大橋屋根付き木橋は、現在の大橋より、やや上流に架設になると聞いております。全国に誇れる新大橋屋根付き木橋の視察や眺めを可能とし、地域活性化につながる施設として、馬淵川と外川川合流付近へ小公園的な川の駅整備が必要と考えますが、町当局では、その整備構想があるのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、町道上外川線の整備について伺います。11月初旬、私が冬期前の町道上外川線の道路現状視察を行いました。町道の改良工事等も見受けられることもなく、ひっそりと静まり返った様相でしたが、道路と溪流沿いには、きれいな残り少なくなった紅葉が見受けられた町道でした。一方、未舗装部分が多く、しかも路面にたくさんの凸凹があり、車の運転に難儀し、悪路に啞然とさせられました。そこで伺います。

一つ目に、上外川線未舗装部分の舗装整備見通しはどのようになっているのか。また、未舗装部分の凸凹の悪路改修は急務を要しますが、その早期改修計画を伺います。

二つ目に、上外川線の路肩、道路の端であります。欠落箇所が多く、危険箇所が赤りボンで表示されておりますが、その欠落要因は何なのか、そして、その改修見通しについて伺いたしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に、お答えをいたします。

1件目の町道葛巻浦子内線・上外川線の整備について、お答えをいたします。

1点目の新大橋整備及びこれに関連する道路拡幅工事の進捗状況についてであります。

道路整備事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金のほか、岩手県市町村道

整備補助や地方債を財源に推進を図ってきているところであり、平成24年度以降におきましては、町道茶屋場田子線の整備を最優先に進めてまいりました。

こうした中、今年9月に7年越しで町道茶屋場田子線が完成、開通したことに伴い、今後は、新大橋の整備を含めた町道葛巻浦子内線を中心に進めていくこととなりますが、現在までに用地調査や用地交渉を終え、工事に必要な用地取得までを概ね終了したところであります。また、来る12月11日には、地元住民を対象とした整備概要の工事説明会を開催する予定としており、大橋を含めた町道葛巻浦子内線の整備について、調整を図りながら進めてまいることとしております。

次に、2点目の新大橋整備に係るセールスポイント、総事業費、財源内訳、デザイン、工事発注方法、工期等についてであります。

新大橋につきましては、安全性や利便性はもちろんのこと、新たな町のシンボルとして観光客を周遊させ、中心市街地はもとより町全体の活性化につながる橋りょうの整備としていきたいと考えているものであります。その大きな特徴としましては、林業の町としてのイメージ、情報発信が向上されるよう、町産木材のアカマツやカラマツなどの集成材を活用した屋根付きの橋りょうで、屋根材には繊維強化プラスチック、FRP材を採用し、自然光を採り入れる仕組みとしております。また、橋りょうに屋根を付けることで風雨を避けることができ、木材の耐久性を維持することができるほか、木目を活かした温かみのあるつくりで、馬淵川の美しい清流に調和し、多くの町民と来訪者に癒しを与える空間、橋りょうにしていきたいと考えているところでもあります。

総事業費につきましては、650,000,000円ほどを見込んでおり、うち45パーセント相当分を国の社会資本総合交付金と岩手県市町村道整備補助金で、残り55パーセント相当分を町の負担である地方債の借り入れで賄うこととしております。

また、工事の発注方法であります。通常、橋りょう工事と同様に、下部工と上部工に分割するほか、今回は、さらに屋根工が加わることから、3段階に分けた発注となる見込みで、令和2年5月には下部工の完成を、令和3年3月には上部工と上屋工の完成をそれぞれ目指し、準備が整い次第順次発注していくこととしております。

新大橋のデザイン、設計につきましては、橋りょうに上屋を設けるという特殊な工法を用いることから、構造も含めて、土木、建築、それぞれの分野の設計者、あるいは河川管理者である県とも協議、検討を重ねながら決定したものとなっております。

次に、3点目の新大橋付近への川の駅整備構想についてであります。

一般的に川の駅につきましては、明確な区分、分類がない中で道の駅などと同様に駐車場、トイレ、休憩スペースなどのほか、産直施設や川浴いである特徴を活かした河川公園や親水公園などの水辺空間などを併設した施設であると認識しているところでもあります。現時点で、河川管理、あるいは町道管理の観点からは、新大橋付近に駐車場やトイレ、休憩スペースなどといった空間の整備については検討しておりませんが、新大橋を新たな町のシンボルとして、観光や周遊の拠点のひとつとして捉えた場合、何らかの付帯施設が必要となる可能性はあると認識をいたしております。

また、本年3月に、くずまき観光地域づくり協議会が策定した、まちなかエリアビジョンの歩きまわりたくなるまちなかの進捗状況、あるいは新大橋、新庁舎完成後の周辺環境や景観形成など、今後、様々な面で大きく変化することが予定されていることから、

状況を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

次に、4点目の上外川線未舗装部分の舗装整備見通しと未舗装部分の凸凹修理についてであります。

本路線につきましては、路線沿いに家屋が点在しているほか、小屋瀬方面からの町中心部への迂回路のひとつであることから、平成28年度に林道から町道に認定変更し、適正、適切な管理のもとで供用しており、大型木材運搬車両や溪流釣りを楽しむ方が主に利用しておりますが、冬期間においては通行の安全性の観点から閉鎖しております。

全長18.7キロメートルのうち、中間の10キロメートルほどが未舗装であります。外川川の自然豊かで美しい溪流を維持し、景観を保全する観点から改良整備を行わず、現在に至っているものであり、舗装整備の必要性につきましては、今後の路線の利用状況や自然環境の保全、保護など総合的な観点から、改めて検討してまいりたいと考えております。また、未舗装部分の補修につきましては、これまでも冬期間の閉鎖を解除する際に数砂利などによる補修を行っているところであり、引き続き、利用者の皆さんが安全で安心に通行できるよう維持管理に努めてまいります。

次に、5点目の上外川線の路肩一部崩壊箇所数が多い要因と改修見通しについてであります。

本路線の路肩崩壊の主な要因は、降雨により路面を流れる雨水が集まり流れ落ちる表層崩壊であり、その対策としまして、横断排水、あるいは山側の素掘り側溝を掘り上げるなど、これまでも排水対策を中心とした維持管理に努めてきたところであります。一方で、本年10月に発生した台風第19号の降雨により、法面部分が洗掘され、路肩の崩壊が顕著であったことから、災害復旧事業へ申請しており、今月中旬の査定を受け、災害復旧事業に採択されれば、年明け早々から復旧工事に着手し、早ければ来年秋口までには復旧を終えることができる見通しとしております。なお、災害復旧事業箇所以外の小規模崩落、決壊箇所につきましては、通常の維持修繕工事などで対応してまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。

まず、新大橋の関係でございますが、町の林業の振興上、非常に関わりの深いものと思っておりますが、町産材で集成材などを使われるというふうなお話でございました。そういったような部分では、町産材どの程度の、この工事が100といたしますと、どの程度の町産材が使われ、この林業の振興につながっていくのかなというふうなことが考えられるわけですが、全部の全部が町産材というふうなわけにもいかないのではないのかなと思うのですが、大体、全体のどの程度が町産材の利用が可能になるのか、その見通しがあったら、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

町産材は上屋の部分のどれ程度まで使用する予定なのかというような質問と受け止めておりますけれども、主には柱、それから、梁に集成材を使用するわけでございますけれども、やはり、その屋根材を使用するとき、集成材の上になんいろいろな一般的な木材を使用するというふうなことも出てくるかと思っておりますけれども、割合からすると8割程度は町産材の集成材を使うことになるかと想定しております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

最後の部分、きちっとしたものが、一番大事なところが聞こえてきませんので、大体どのくらいの割合が使用されるのか、もう一度お願いいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

概ね8割程度が集成材の使用というふうになってくるかと思っております。あとの2割は、その屋根材の貼る際の普通の一般的な木材になるかと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。8割程度ということで、よろしゅうございますね。はい。だいぶ使われてくるわけですが、このような木材振興、特殊な加工等になってくると思うのですが、そういったような部分で、いろいろな、これまでの通常の工法でつくる場合と、こういったような木橋というのは、なかなか、町内ではもちろん初めてでしょうし、全国的にも珍しい、そして、車が通れる橋となれば、さらに限られたものではないのかなと思っておりますが、私の知る範囲では初めてのよう感じがするわけですが、通常の方法でつくる橋の事業費とですね、それから、この屋根付きの木橋整備、比較した場合には、単純に比較しますと、この木橋整備の方が金がかかるのではないのかなと、先ほどの事業費では650,000,000円くらいというお話でしたよね。通常の工法の事業費と比べた場合、どのような事業費の違いがあるのか、もし分かっていたならば、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の大橋の事業費であります、650,000,000円ということで、総事業費としては650,000,000円になるものであります、その中で、通常の橋にあたる下部工、あるいは上部工の部分にあたる部分であります、それが450,000,000円あります。そして、その上に町産材での屋根を、上屋根を掛けるといいますか、そういう構造になりますので、その上屋根の部分が1億でございます。そして、そのほかに、その旧橋の撤去の部分がございまして、これが1億になるものでありまして、総事業費で650,000,000円というものの内訳は、そのような内容であります。以上であります。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

そうしますと、通常の工法でつくった場合でも650,000,000円程度はかかる、同じくらいの工事費用かというような形になるわけですが、そのような認識でよろしいわけですか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほど申し上げましたように、通常の橋の部分に相当する部分というのは上部工、下部工でございまして、450,000,000円です。それに、今回の町産材を活用しての、その上に屋根を掛けるような構造になっておりますので、その屋根を掛ける部分に対して町産材等を活用するわけではありますが、これが1億になりますし、それから、現在の大橋の撤去をしなければなりませんので、これに1億ということになりますから、通常の場合、一般的には450,000,000円程度の事業費規模になるというものでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。そうしますと、いわゆる上屋の分が余計かかるというような認識でよろしいわけですね。あとは大体似たようなもんだと、はいはい。そうしますと、この上屋の部分が、いわゆる特徴のある部分が1億円かかるというような形でよろしいでしょうか。これについては、その一般住民の方が考えるには、総事業費650,000,000円、何故こんなに高いものをつくらなければならないのですかというような疑問点もあるよう

な感じがしますので、あえて、今、上屋を付ける分の1億程度が余計にかかるというふうな認識ということでもよろしいですね。はい。そういったようなことも考慮しながら、こういったような部分、非常に住民の方々も期待しているような感じがしますので、併せてですね、こういったような部分をもう少し、新聞等に公表になる前に議会とか住民の皆さんにも併せて公表できるようなシステムをつくるのが極めて大事ではないのかなと思っております。それで、役場庁舎の場合もそうだったんですが、なかなかお知らせが出てこないというふうなことがありましたので、こういったような部分については、どうでしょうか。積極的な、この住民の方々も直接工事には参加できなくても、いろいろな声を、こういったようなものに参画させるようなシステムをですね、ぜひ、つくっていくべきではないのかなと、そして、積極的な公表をしながら、住民と共に工事を進めていくような理解をいただいた上でやっていくべきではないのかなと、このように思うのですが、新聞等に公表になる前に議会とか住民の皆さんにも併せたようなお知らせを、ぜひ願いたいものですが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の大橋の設計作業等の結めの経緯を少しお話しますが、当初は、先ほども申し上げましたが、下部工、上部工の部分も含めて町産材を活用した橋の整備をしたいという考え方の中で、いろいろ設計業者等とも相談、協議をさせていただきました。ところが、いろんな、その資料の収集、あるいは実際に全国的にも、そういう橋の事例がほとんど、そういう面で少ないというような状況もございまして、そういう中で、今度は構造的に、その木橋、そして、51メートルの橋になるものでありましたので、そういう中で県の協議とか、そういう関係機関との協議もしながら、そういう時間に、かなりの時間も要したのも事実であります。したがって、そういう中で、構造的にどうしても下部工を含めての木橋という形には、なかなか課題も多くございまして、断念せざるを得ないといえますか、そういう状況の中で、一般的な通常の橋の上部工、下部工と同じように、その上に町産材を活用した屋根を掛けるというような方向に、その設計業者等々の、そういう具体的なところを示していただきながら協議をいたしまして、現在の設計に進めているところでありますが、そういう中で時間も、そういう事業を進めるにあたって初めてのケースでありましたので、従来より時間もかかりましたので、そういう中で十分な説明ができなかったという部分も、これにつきましては、こういう事業を進めていく場合の進め方をしっかりと今後についてはいたしてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

まずですね、お知らせして理解を得ながら進めていくことというのは基本中の基本だと思っておりますので、そういったようなものを、今後、ぜひ積極的にやってもらいたい、このように考えております。

それから、工法では、下部工、上部工、上屋工というふうな感じでなるだろうというふうに先ほどの答弁がありました。それで、下部工、上部工、上屋工は全て工事は同じ業者のような発注になるのか、全部別々な工事発注のものになるのか、下部工、上部工、上屋工についての、この工事入札方法については、どのような形になるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまの質問でございますけれども、下部工、上部工、上屋工は同じ業者になるかというふうなことでございますが、それぞれ専門性が強いというふうな特徴を持っております。下部工につきましては一般的な土木業者で大丈夫かと思っておりますけれども、上部工につきましては、やはり、その桁を乗せてからの、何と申しますか、応力をするための、両サイドから引っ張ったりとか、そういうふうな技術的な専門性があるということ、それから、上屋工につきましては、これは建築が主なものになってきますので、やはり下部工、上部工、上屋工と、それぞれの専門的な業者を指名して発注するというのが、今回としては、そういうふうな方向で進めるのが妥当ではないのかなというふうに感じております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。あとですね、財源的なことですが、総事業費650,000,000円というふうなことで、先ほどの答弁の中では、国の社会資本整備交付金が45パーセント、あとは県補助金が入りますよというふうなことで、50パーセントくらいでしょうか、こういったような、この下部工、上部工、上屋工、全部同じような交付基準になっているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

650,000,000円のうちの45パーセントということございまして、約3億が国の交付金と県の補助金ということになるものであります。その中で、現在は下部工、上部工

については国交省の補助を考えておりますし、それから、屋根部分につきましては地方創生の、そういう地域のイメージを活かしての町への交流人口の拡大であったり、あるいは移住・定住にどう結びつけていくかと、そういう点等の計画も立てながら、地方創生本部の方の交付金事業に充てるための協議を去年から進めてまいりまして、概ねであります。3年間のソフト、ハードございますけれども、そういう中に、ハードとしての事業としては国の方では概ね3年間の事業としては認めていただいているところでありますし、そういう中で、来年度の直接的な補助の予算計上は来年度予算に計上されるということにもなりますので確定しているということではございませんが、概ね3年間の事業としては認められているということでもありますので、全体としての工事に係る国の事業は国交省と地方創生本部と申しますか、そちらの方の両方を、この事業に支援をしていただけるような形に今進めているということと、それから、国交省の部分に対して、現段階では県の補助も上乘せの部分であります。これについても、県の方もいろいろ、これからの協議の部分もありますが、これらについても同様の補助が得られるように協議を進めているという段階でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

約3億くらいは国県の交付金、補助でくるのではないのかなというふうな見通しのようですが、足りない部分は当然に起債等が入ってくると思っておりますが、この起債では、一番有利な方法の過疎債なども適債になるのかどうか、それから、また、屋根についても、こういったような特殊な、なかなかケースのないものでございますので、何の起債が充当されるのか、過疎債なども適用になるのかどうか、その見通しについて、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

3億の補助が受けられる見込みになっておりますので、残りの350,000,000円に対して、今、その過疎債の充当をいろいろ検討しておるところでございますが、そういう中に、過疎債は借入額の70パーセント、約250,000,000円になりますが、交付税に算入していただけるということになりますから、実質的には650,000,000円のうち、先ほど話しましたような国、県の交付金、そして、また、過疎債の70パーセントを交付税で算入していただけるようになりますと、実質的な町の負担が1億になる見込みで、今、いろいろ調整をしているところであります。

これにつきましては、特にも県の方とも今いろいろ協議しておりますが、茶屋場田子線は同じような事業の中でも国の交付金を60パーセント、その残りの部分に県が80パーセントの支援をしていただいているものであります。これは、特にも281号の中心

部の道路が災害等で、そういう状況になった場合の迂回路の確保というのが長年の葛巻の課題だということ等も含めて、これに対する特別な県の配慮をいただいて、残りの80パーセントを県が嵩上げしていただいている状況にあります。これと同じように、今回は茶屋場田子線を整備したことによって1メートルほど高くなりますので、したがって、大橋の橋の架け替えもしなければならぬというような理屈づけもしながら、同じような事業で進めていただけるようにというようなことで、今、県といろいろ協議をさせていただいているところであります。いずれ、そういう事業費の支援といいますか、県の新たな支援を継続して今回の大橋の部分にも入れていただきますと、実質的には、残りの部分に県からも80パーセント、さらに残りの部分に今度は過疎債を入れることになりますから、実質的には70,000,000円ほどの借り入れに対して70パーセントの49,000,000円、50,000,000円が交付税として入りますので、実質的には県が、この茶屋場田子線と同じように支援していくこととしていただけるようになった場合には、20,000,000円ほどの町の負担で、この事業を進めることができるということになるものでありますので、これについても、その内容をしっかりと整理しながら、それから、事業の効果というのをしっかりと出せるような内容に整理しながら、今、県あるいは国と協議しながら、その財源確保に努めているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

詳しい財源内容について今お聞きしました。それで、住民の方々も分かってほしいと思っているのは、こういったような橋を整備する際に、いわゆる町の持ち出し負担金がどのくらいかかるだろうなど、今お話聞きますと、3億は国県の交付金、補助金、それから、あとの残りの350,000,000円は過疎債を使って、そのうちの70パーセントは、これで措置したいと、あまり町の持ち出しは多くないというふうなお話ですね。そうしますと、現在の財政状況からして、こういったような役場も建設する、茶屋場田子線等も整備したと、いろいろな大型事業が続いているわけですが、こういったような大型事業に対しても、現在の財政の状況では十分対応できるかどうかというふうなことが主点のひとつかと思っておりますので、現在の財政状況と、この将来を見越した、しかも、橋なんかはずっと長く使っていくわけですから、当然に起債など、過疎債などを使いますと、長期の償還になってくるわけではございますが、そのうちの70パーセントのいろいろな掛け合わせがあるわけではございますが、いわゆる今の人だけでなく、次の世代の方々も使ってもらおうということで、そういうような制度があろうかと思っておりますが、そういったような部分では、現在の財政状況では、もう十分対応できるというようなことでの建設工事かとは思いますが、改めてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

今回の大橋の650,000,000円、あるいは役場庁舎、それから、これまで新病院の建設ということで大事業が続いてきている中で、こういう事業というのは財源的には、財政的には大丈夫かというご質問でございますが、これまでも病院建設並びに役場庁舎の建設に係る財源等々につきましては、議会の一般質問、あるいは決算、予算の委員会等々におきましても、ご説明を申し上げてきたところではありますが、そういう中では、大型の事業に向けて、これまで公共施設整備基金として、いろいろ整備してまいりまして、30億を超える整備額にも一時なりましたが、今は一部取り崩しをしながら進めている部分もございまして、今30億を切っている状況にあると、そのように思っておりますが、いずれ、この償還が始まる時期を想定しながら、そして、また、これにつきましては、先程来話にも出ておりますように、特に有利な過疎債等々、さらには、それに県の特典な支援といいますか、そういったふうなもの等々も様々財源確保のために努力をしながら今進めておりますが、そういう中で、その事業の当面の考えている計画につきましては、財源の確保は十分可能であると、このように考えているものであります。といいますのは、その償還時に、多い時期には150,000,000円とか、あるいは2億近くになるかもしれませんが、その7割が国からの交付金として毎年一緒に交付税に措置される仕組みにもなっておりますので、そういう中をしっかりと捉えながら計算しまして十分可能であると、このように考えておるものでございます。ご理解を賜りたいと思いません。

議長（ 中崎和久君 ）

柴田勇雄君。

4番（ 柴田勇雄君 ）

分かりました。財政負担も十分対応できるというふうなお話のようでございますから安心して工事を進めてもらいたいと、このように思っておりますが、もうひとつ、この川の駅というふうなことなんですが、例えばの話でございましたので、小公園的な、先ほど町長からも町のシンボルにしたいとか、町全体の活性化に結びつけたいというふうなお話がありました。それで、林業の町のイメージを高めたいというふうなお話等もございましたので、そういったような部分では、あそこに倉船といいますか、ちょうど合流地点ですね、あの辺あたりに何か小公園的で橋が見れる、眺めができる、そして、また、この風景がさらに景観が向上できるような工夫が必要かと思っておりますが、先ほどの答弁では漠然としたお話だけでございましたけれども、その必要性については考えているというふうなお話でしたけれども、もう少し突っ込んで、どのような小公園的な考え方、ぜひ橋を活かす工夫をやってもらいたいと思うのですが、もう一回その部分について、お伺いをいたしたいと思いません。

議長（ 中崎和久君 ）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

大橋を中心とした、そういう中での整備と併せて小公園的、あるいは水辺の空間の整備を考えていないかということであろうかと思いますが、これにつきましては、今、県の方でも茶屋場から、ちょうど浦子内線までの区間の立木の撤去、あるいは河道掘削等をしながら防災、そういう水害時の対策としても進めていただいているところであります。そういう中に、その河川敷もかなりの面積が確保できるような、そういう状況になってもきておるところであります。さらに、また、今、国の方で、2019年の補正、あるいは2020年当初予算に併せての経済対策が打ち出されており、特にも7兆円ほどの事業規模で、その河川に係る堤防の決壊、あるいは決壊時に係る緊急対策的なもの等と併せながら、その堤防の強化といいますか、そういったふうなものも進めていくような内容になっているようでありますし、これからも、また具体的になってくると思うのであります。特にも、そういう中に、どうしても大事なのが、そういう地域としての景観を活かしながらの工法が今後は取り入れられていくであろうと、このようにも思いますし、併せまして、町の方からも、昭和37、38年からの堤防でありますので、かなりの年数が経過しておりますから、その堤防の補強という部分、そして、また、今の茶屋場田子線の、さらなる利用がしやすいような状況等も含めて、町長も先般、副知事との懇談もありましたが、いろいろ話をさせていただいている状況にありますので、いずれ、そういうところ等を具体的に整理しながら、その際に、やはり水辺の公園、あるいは親水公園といいますか、そういう公園にふさわしいような整備も併せて町の方から要望しながら県と協議して実現できるように努めてまいりたいと、このように思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

ぜひですね、今のような経済対策等にも乗れるような形で、ただ木橋をつくったのみならず、それに付加価値を付けるような、あまり町費が持ち出されなくてもいいような良い事業で、ぜひ、あそこに何らかの景観を活かすような形での措置を要望いたしたいと思っています。要望というよりは、そのように求めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

また、次に、上外川線の整備の関係でございますが、時間も大分経過してまいりました。砂利道の凸凹道、あれは、すぐやればできるような感じしますが、もう少し具体的に、いつくらいまでに整備しますよというふうなあたりが、もう、できるのではないのかなと思っていますが、その点については、あの砂利道の凸凹を少なくする、この対策はすぐにでもできるような感じがするわけですが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまのご質問でございますけれども、砂利道の凸凹の整備、これを、もう少し、すぐに対策ができるのではないかというふうな質問ですけれども、少し長くなりますけれども、冬期間あの路線は閉鎖になっております。11月、今現在も、そういうふうな閉鎖になっておるわけでございますけれども、春先の雪解けと共に、その敷砂利を行ったり、あとはグレーダーで凸凹を補修するような対策を行っているのですが、どうしても雨が降って、そして、また、そこに木材を積んだような大型車両が通ると、どうしても弱いところが水溜まりになると、パトロールの上で走行性が悪いところについては、その都度、敷砂利をしているわけですが、どうしても、そういうふうなのが繰り返されるといような状況でございます、今後もできるだけ早い対応で対策は講じてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

まず、いろいろな諸事情があると思うんですが、今、道路が悪いのは一番時代遅れの部分でございますので、早急なる、その砂利道は砂利道らしく、そのような、ぜひ整備が必要かと思っておりますので、その観点で整備を強く求めたいと思っております。

また、この路肩の決壊等については、台風19号等々によるものだというふうなことでございますが、できれば、こういったような上外川線、台風で被害があった部分については、いつも議会に対しても町長は行政報告の中でお知らせしていただいているわけですが、台風19号の去ったあと、大変な周辺の市町村の被害状況もあるわけですが、当町では全くないような感じでもございましたので、ぜひ行政報告なり何なりで、上外川はこのような実態でございます程度のものであればも然るべきではないのかなと思うのですが、そういったような災害についての公表についても、ぜひ必要ではないかなと思っておりますので、この点については、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

事業についてのいろいろな部分で、その都度の報告といいますか、住民の皆様にお知らせをするというふうなことは当然重要なことだというふうに認識をしておりましたけれども、今後、そういうふうな点につきましては、できるだけ、そういうふうなお知らせといいますか、状況をお伝えするというふうなことで努力をしてみたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4 番 (柴田勇雄君)

まず、分かりました。台風等の被害については、担当課のみならず町民の皆様方にもお知らせをしていただいて、早急な対応を図るべきだと、このように思っておりますので、ぜひ、そのような方向で今後は取り組んでいただきたいなということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長 (中崎和久君)

ここで、11時10分まで休憩します。

(休憩時刻 10時56分)

(再開時刻 11時10分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。

2番、山崎邦廣君。

2 番 (山崎邦廣君)

山崎です。私から質問を2件させていただきます。1件目は、学校廃校舎の活用についてであります。2件目の質問は、町道の活用についてであります。

まず、1件目の質問です。1件目の学校廃校舎の活用につきましては、廃校舎の建物管理を伺います。町立の小中学校の統合により廃校となりました旧校舎は、その建物の多くは、学校の所在した、それぞれの地域や旧小中学校学区内の地区の行事などに活用されておりますし、また、自治会などに対する行政の支援もありますことから、地域の交流や情報交換など、賑わいの創出や活性化が図られ、そして、災害などの避難所としても役立っております。このように、地元にとりましては大事な施設ではありますが、一方では、校舎建設後の経過に伴いまして、建物骨格部分で老朽化の進行が心配される状況にあります。そこで、現在、それぞれの地域で有効に活用されている旧校舎につきまして、どのように建物を管理していくのか、今後の建物管理につきまして、そのお考えを伺いいたします。

次に、2件目の質問です。2件目の町道の活用につきましては、町内周遊に資する町道の活用を伺います。町では課題を解決するための多様な取り組みを推進しておりますが、中でも、スポーツツーリズムの推進や町内で実施される様々の催しの開催などによりまして、町内はもとより、町外から多くの人々が本町を訪れておりますことは、その取り組みの成果を示していると思います。そのような成果の基盤として、道路は、人の移動、物資の輸送、景観形成など、大切な機能を果たしております。来町者が町内を移動する手段としましては、公共の交通機関、私有車、レンタカー、また、自転車、徒歩など様々ではありますが、訪れるその目的に応じまして、支障なく快適に町内を移動することは、町の印象に良い影響を与える大事な要素でもあると思います。そこで、来町者が周遊するために利用される道路、中でも町道につきまして、今後、どのように利便

良く活用していくか、町内のそれぞれの地域において、その地域を特徴づける情報発信も重要なことと思いますが、その活用の考え方を伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

山崎議員の質問に、お答えをいたします。

まず、1件目の学校廃校舎の活用、廃校舎の建物管理について、お答えをいたします。

小中学校の統合などにより廃校となった施設は、現在8施設となっておりますが、教育財産から普通財産に用途を変更することで、町、地域住民組織、法人等が有効に活用している状況にあります。

施設ごとの状況を申し上げますと、旧冬部小中学校におきましては、地域住民の交流の場やへっちょ茶屋の活動拠点として、旧小田小学校は小田民俗資料館として、旧田野小学校は薪の学校として、旧星野小学校はショートステイ事業所として活用されているほか、旧馬淵小学校、旧江川川分校も、それぞれの地域の現状やニーズに応じて活用いただいているところであります。このほか、昨年度末で閉校となった旧吉ヶ沢小学校と利用者が不在となった旧上外川分校の2施設については、利活用がない状況となっておりますが、町有財産の有効活用の観点から、今後さらに検討を進めていく必要があると感じております。

これら、施設の活用につきましては、学校の閉校により教育財産としての機能は失ったもの、地域のシンボル、心の拠り所として、地域にとって大事な学校を残したいとの思いから、地域住民の皆さんの活動拠点のひとつとして、施設や敷地の有効活用を図ってきたところであります。一方で、議員ご指摘のとおり、経年経過による施設、設備の老朽化が進んできていることは理解しておりますが、築年数や老朽化の状況を鑑みますと、現有施設に対する大規模改修や長寿命化対策などは予定しておらず、あくまでも現況での利用を前提として利活用いただいているところであります。今後、これらの施設の老朽化が進み、使用に耐えられない状況となった場合は、改めて、その対応について検討してまいりたいと考えているところであります。

町としましては、人口減少が進む中においても、地域住民の皆さんが住み慣れた場所で、安全で安心して暮らせる環境を整えることが重要であると考えており、そのひとつとして地域が主体となった活動を支えるための地域活動拠点の充実が必要であると思っております。こうしたことから、廃校施設のみならず、学校や地区センターなども含め様々な施設の利活用の向上に努めていくほか、利用者の皆さんが安全で快適に利用できるよう施設の適正な維持管理につきましても徹底してまいりたいと考えております。

次に、2件目の町内周遊に資する町道の活用について、お答えをいたします。

町では、初夏の平庭高原つつじまつり、くずまき高原牧場まつりを皮切りに、夏まつり、秋まつり、町民まつりのほか、まちなかイベントなど、四季折々で地域の特色を活かした各種イベントを開催しているほか、各種スポーツ大会の開催やグリーン・ツーリズム、スポーツツーリズムなどを推進し、交流人口の拡大に取り組んでいるところであ

ります。

こうした中、交流人口の指標のひとつとなる観光客入込数は、平成20年度には年間500,000人を突破し、平成21年度には過去最高の年間550,000人まで到達したものの、東日本大震災の影響で一時期は年間470,000人台まで落ち込んだところではありますが、平成30年度には再び年間520,000人を超え、観光客入込数の増加に向けた取り組みが着実に成果として表れている状況にあります。一方で、町を訪れる観光客のほとんどが通過型となっており、地域経済の活性化、あるいは、さらなる交流人口の拡大、移住・定住者の増加など、地方創生の取り組みを推進していく観点からも、今後は、町内周遊や滞在型観光などに力を入れていく必要があると思っております。

そうした中、町では、平成28年度に新たな取り組みとして、くずまき観光地域づくり協議会を立ち上げ、くずまき型DMO事業の一環として、現在、自転車を活用したまちづくりとしてのサイクルツーリズムや、歩きまわりたくなるまちなかを目指してのまちなかエリアビジョンの具現化などに取り組んでいるところであります。これらの取り組みを進める中で、町が持つ自然豊かな特色を活かし、来訪者が安全で安心に楽しめ、かつ町内の周遊や滞在型観光に結びつけていくためには、こもりっこ公園やかくれ里、真山親水公園など、町道を活用しなければ訪れることができないような観光スポットをつないでいくことも重要であり、町道の活用や町道が担う役割は大きいものがあると認識をいたしております。今後は、町道のさらなる活用を含め新たな観光スポットの発掘や周遊ルートの設定、幅広い年代に対する効果的な情報発信などのソフト面での取り組みの強化を図るほか、標識やサインなどの案内板、駐車場やトイレ、休憩ポイントなどのハード面での受入れ態勢の整備についても検討し、より多くの誘客と町内周遊につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

次に、6番、姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

私の質問は、2点であります。

森林整備についてであります。1点目については、町内の造林整備がどのように進んでいるのか。次に2点目は、造林の3齢級以上の整備事業がなぜ進まないのか。

または、2点目でございますけれども、町水道についてであります。北部地区はいつ着工するのか。または、二つ目でございますが、平成30年9月定例会議で、要望書の地区を含めて未整備地区も検討されるとの意見でありましたが、その後、どのようになっているのか、お願いします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの姉帯議員の質問に、お答えをいたします。

1件目の森林整備について、お答えをいたします。

町内造林整備の状況についてであります。町内の森林面積は約37,000ヘクタールとなっておりますが、町に届出のあった平成26年度から平成30年度までの5年間における伐採状況は、年平均で79.6件、皆伐面積177ヘクタールとなっており、うち再造林された面積は年平均73ヘクタールほどで、その再造林率は41パーセントとなっております。

造林事業に係る国庫補助事業として森林環境保全直接支援事業が創設されておりますが、補助対象は植付け、下刈り、除間伐、造林作業道整備等の経費とされており、事業実施主体は、森林所有者若しくは委託を受けた林業事業者となっており、当町では、葛巻町森林組合が県、盛岡広域振興局から直接、補助金の交付を受けて事業を実施しているところであります。この事業では、補助の対象となる林齢等が定められているほか、補助率は、面積当たりの基準単価に対し、国30パーセント、県10パーセントの補助となっておりますが、さらに町単独で5パーセントから10パーセントを嵩上げすることで合わせて45パーセントから50パーセントの補助率としているほか、森林経営計画が策定されている森林につきましては、さらに査定係数で1.7を乗じた実質的な補助率を最大で85パーセントまで引き上げており、過去5年間では年間約50ヘクタールが再造林、植付けをされております。

造林整備については、立木を伐採する際は事前に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出することが義務付けられておりましたが、森林法の改正により平成29年4月から造林後に伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出することが義務付けられ、これにより、森林所有者は造林完了後30日以内に、天然更新の場合は伐採の翌年度から起算して5年が経過した時点で、その状況を町に報告しなければなりません。

また、市町村森林整備計画においては、人工林の場合、伐採が完了した翌年度から起算して2年以内に植付けを完了することが定められており、町では、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書の届出状況等を踏まえながら、適切な更新が行われるよう、森林所有者に周知してまいりたいと考えております。

さらには、平成31年4月に施行された森林経営管理法において、森林所有者には適時に伐採、造林、保育、間伐などを実施し、適切な森林管理を行うことが責務として明確化されており、町では、制度の周知を図るとともに、森林が適切に管理されるよう努めてまいります。

次に、2点目の造林3齢級以上の整備事業についてであります。

3齢級以上で実施が想定される森林整備としては、除伐、保育間伐、枝落とし、間伐等の施業であります。いずれも森林所有者が国庫補助の森林保全直接支援事業を活用して実施しているものと認識しておりますが、町内における3齢級以上の森林整備は、

平成27年以降減少傾向にあり、除伐等が年間20ヘクタール前後で推移している状況にあります。その主な要因としては、人工林の多くが一般的な主伐期である50年生を迎えており、循環利用に向けた計画的な再造成を行う必要があり、それに伴い、植付け、下刈りの作業量が全県的に増加し、国庫補助の予算が要望額に対し不足している状況になっていることが考えられます。

森林環境保全直接支援事業は、国から県に予算が配分され、県は、その予算を市町村に再配分する仕組みとなっておりますが、盛岡広域振興局管内では、植付け、下刈りの要望が予算の大部分を占め、3齢級以上で実施する除伐や保育間伐、間伐に予算配分できない状況となっているとのことであります。一方で、間伐については、非公共事業である林業・木材成長産業化促進対策交付金などの補助事業で施業が可能で、毎年一定量の間伐が実施されており、資源の有効利用が図られているところであります。

町では、こうした状況を踏まえるとともに、平成31年4月に施行された森林経営管理法の目的と趣旨を踏まえ、森林所有者や林業事業者による森林整備事業への支援はもちろんのこと、整備が進まない森林の集積、意欲と能力のある林業事業者への橋渡しなど、森林が持つ豊かな資源と公益的機能が十分に発揮されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2件目の町水道について、お答えをいたします。

まず、1点目の北部地区の着工についてであります。

平成30年町議会12月定例会議の一般質問の際に、現在の施設の状況などを踏まえ、次の施設整備は北部地区を想定していますが、企業会計であります水道事業の経営や運営状況などを十分に精査し、計画的で効率的な更新を進めてまいりたいと、答弁させていただいているところであります。

現在、町の水道事業における財政状況につきましては、人口、世帯の減少に伴い料金収入が減少している一方で、完成した江川地区水道整備事業の元金償還の一部が既に始まっており、今後さらに元金償還額が増えていくことに伴い、非常に厳しい状況に陥ることが想定されております。企業会計、特別会計に対しましては、一定のルールのもと一般会計からの繰り入れを行っているところではありますが、企業会計を適用している水道事業につきましては、原則的に独立採算が求められております。こうしたことから、今後の人口動態、地方債償還、水道の広域化など水道事業を取り巻く様々な状況を踏まえ、総合的に経営や運営に係る中長期的な財政計画、経営戦略を速やかに策定するとともに、具体的な整備計画等については慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の平成30年9月定例会議での要望書の地区への対応状況についてであります。

町では、要望書に対する議会の意見を踏まえ、町内の水道未普及地域の現状を把握するため、まずは、要望書が提出された地区を抱える吉ヶ沢自治会の水道未普及地域の世帯主を対象に今年10月、飲用水に関するアンケート調査を実施いたしましたところ、35件からご協力をいただき、その回答率は92パーセントでありました。

アンケート調査では、今後の水道施設の在り方について伺っておりまして、今のままで良いと答えた方は22件、65パーセントとなっております。次いで、共同で新設を考えるが9件で26パーセント、この二つを合わせますと、既に91パーセントになってい

るものであります。町水道が必要は僅か3件、9パーセントでありました。地区内での温度差を感じたほか、要望書が提出されていない地区では、今のままで良いが回答のほとんどを占める結果でありました。

このような状況を鑑みますと、水道事業の整備については、地域の実態とニーズを踏まえ、どのような形で支援することが望ましいことかなどを再考する必要がある、引き続き、水道未普及地域の皆様のご意見等を伺いながら、最良の解決策を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

葛巻町の全体森林面積は約85パーセントであります。森林を守るにあたり、国、県、町から森林事業に対し、かなりのお世話になっているはずでございます。また、作業道開設支援事業、森林整備事業、森の環境事業など、いろいろな補助金で森林が整備されてきました。ただ、4、5年前から、造林したが、その後の事業はないようなことで今現在進んでいるわけでございます。除伐や間伐などの事業が進まないわけは、どのように進めていけばよいのか、そこを聞きたいなと思っております。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

先ほども答弁で申し上げたとおりでございますけども、造林後の3齢級以上ということになりますと、除伐、間伐という事業があるわけでございますけども、現在、国の事業につきましては、主に戦後植えられた人工林が伐採の時期を迎えているということで、伐採したあとの植え付け、下刈り、そういったところに予算が配分されている状況というように伺っておりますので、なかなか、そのあとの除伐、間伐の方の配分ができていないという状況であるというようにも伺っております。したがって、今後とも伐採の面積は増えていくという状況ではあると思われまますので、県の方に直接、町は通らない事業ではありますけども、情報を収集しながら、適切に森林が管理されるよう要望してまいりたいというように思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

先ほど町長からもお話聞きましたけども、まず、伐採届は、先ほど言われたとおりだと思いますし、また、伐採面積もそのとおりだと思います。ただ、伐採届を出しているのですが、伐採後の現地はどのような指導をしていますか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

平成29年の4月から森林法の改正が行われて、造林後にですね、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書というのが義務付けられたということになっておりますので、これらの提出状況を確認しながら、状況について把握していきたいというように思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

決められたことは、そのとおりだと思いますが、どこも今、温暖化の関係もあるのか分かりませんが、大雨が降ってきて大変な被害が出ているから、全国で木を植えるには植えるんですけども、造林してからは手は届かないと、そういうことになっているようですが、やはり伐採後、事業が終わっているのか確認したりすると、災害には深くつながらないのかなと思っておりますが、この点については農林課はどのようにやっていますか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

まず、森林の管理につきましては森林所有者の責務ということでございますので、森林所有者が適切に森林を管理するよう周知してまいりたいというように思います。

それから、災害等につきましては、伐採したあとの流木が流れ込んで橋とかに引っかかって河川があふれると、そういう事例も多くあるようでございまして、そういったことを含めて適切な森林管理がされるように周知をしてまいりたいというように考えております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

今、課長の話でありますと、森林の所有者が管理するべきだというようなことをお話ししましたが、今まで、そういうことが何件かありましたか。私の今言っているのは、沢には切り株などは入れないと、または枝をしっかりと沢浴いから除いているか、そういう徹底的な管理をして、その後の災害が起きた場合には町からもお世話になると

というような感じで進まなければならないと思いますが、その点については、どのようにしていますか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

山林の手入れでございますので、我々農林課サイドが全ての部分について現場を確認できるわけでもございませんので、森林所有者、あるいは伐採した林業従事者、そういった方々が適切に施業されて良い森林の状態になるように、こちらの方ではいろいろ周知を図っていきたいというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

伐採届を出して切ってもいいよというような答えをもらって伐採するわけですが、やはり山は農林課だと、道路に土砂がきたのは建設課だというように私は感じていますが、そういう点では、道路に被害がなるようなところは、やはり農林課でも建設課でも、例えば、事業者の森林組合でも入れて、ここは道路を通してはなりませんよというような指導がないと、簡単に雨が降ると崩れてくるような、何と申しますか、段々畑のように材木を出すために道路を付けるわけでございます。そういうことは、ただただ伐採届があったから伐採してもいいよということではなくて、やはり近くに民家があったり、または道路があったりしたら、ここだけは道路を付けないようにしてくださいよという、そういう指導はどのように考えていますか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

伐採届があって、伐採する場合の施工方法と申しますか、切り方と申しますか、道路の付け方と申しますか、ということだと思いますが、災害に十分注意した形での伐採が行われるよう今後は指導してまいりたいというように思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

造林ですが、今まで、造林した場合には5年間の下刈りがあって、それぞれ大変助かっていましたが、今年度から3年になりました。ただ、その3年ということになりました

たけども、状況を見てツルとか、そういうものがいっぱいある場合には、県から来て許可が下りれば4年でもよいというような感じになってはいますが、その造林に対して2年間事業がないということについては、どのように考えていますか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

いわゆる国の補助事業で造林した部分につきましては、下刈りが何年間できるかということなわけですが、県の方で5年間としているものが、今年から3年以下というような運用をしているということの中で、現場の方の確認があって、必要であれば5年までは対象になるというようなことで運用しているというお話は伺っているところでございます。これにつきましては、いろいろな見地の中から、3年の間に終わって下さいというような意味合いがあると思います。その背景とすれば、植え付けが多くなっていくとか、国の補助事業の関係があるのかもしれませんが、したがって、できるだけ3年くらいで終われるような事業が実施されるようなことが重要ではないかなというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

今、造林に対してどのように影響するかということ聞いています。今までもそうだったんですけども、5年間刈って、さらに10年までは、11年後ですか、除間伐が入るわけですが、3年間またやるということになると、3年間というか、2年間延びるということになると大変な、補助金などで植えた造林が全く雑草に負けるような形になると思いますよ。ただ、伐採のように3年で終われということであれば、それでもいいけれども、その延びているのに関連して作業していかなければならないわけですので、その点はどのように、県ではそうだからということではないと思います。せっかく補助金などを活用して、また、町から嵩上げもしていただきながら補助金で植え付けしたのが、かなり無駄な造林になるのではないかなと思われまます。その点については、町としては、例えば、今までであれば下刈りが終わって、またはツルがあればツル切りというものもやったんですよ。それもない。ただ3年間で終わらなさいというような感じだから、そういうふうにしていきたいということは、造林に対してはつながらないのではないかなと思います。その点については、どのように考えているか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

その植えたあと下刈りが不十分であると造林が良い方向にいかないというようなご指摘だと思いますが、こちらとすれば、いろいろと状況をお聞きしながらですね、現時点で、下刈りが3年とかになったのは最近の話でございましたので、今後、状況を見ながら検討していくというようなことで進めてまいりたいということでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

造林に対してというか、それぞれの組合の皆さんが森林組合を通じて事業の取りまとめを3月に行われているわけでございます。それが、組合の皆さんから、なぜ事業が進まないんだということを数多く聞くようになりました。そういうことで、今までは植え付けしてから、まず、10年間は森林保険に入っているわけです。そして、また、11年目からは除伐という事業で5年くらいですか、そういう事業があったり、または切捨間伐などがありまして、その中から、また国営保険に入るわけですが、ただ、この3齡級から4齡級にかけて事業が進まないわけですが、そのようになると、山林を持っている皆さんの今までの保険が途中で切れるような感じになるわけです。そのような場合、どのように影響してくるかということになれば、例えば、ここであれば、何年か前に大雪が降って、雪折れが発生しました。そして、何回もないのですが、例えば、山火事などに適用されると思います。ただ、その場合でも10円も組合の方に下がらないわけですよ。そして、また、町としても大きな損失をすすと思ひます。その点については、どのように考へているのか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

森林保険についてのことでございますが、森林保険につきましてはですね、国庫補助事業で植え付けした場合には入らなければならないということで、5年以上は入ってくださいということのようでございますが、姉帯議員からご発言があったとおり、10年経つと、あとは入らない方もいるのかもしれませんが、森林保険の制度そのもの自体はですね、林齢に関係なく、ずっと更新して入れると思われまひます。したがひましてですね、その除伐とか間伐が行われなければ森林保険に入らないというのは、どのような仕組みになっているのか、ちょっと分かりかねる部分がありますが、森林所有者の皆さんがですね、適切に森林保険に入れるような形で制度が運用されていくことがよろしいのかなというように思ひておりますので、それらについては情報収集しながら、今後、検討してみたいなというようには考へているところでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

先ほどもお話したように、組合の方が自分の懐から保険をかけるのではなくて、事業をした部分から保険をかけていただいているということで、事業が進まないことによっては保険が切れるよということでもあります。ですから、やはり一番は事業をどのようにして進めていくのかということだと思われませんが、ただ、20年くらいまでは、どうしても保険をかけたり、手入れをしたりしていかなければ伐採するような木には育たないのではないかなと思われま。その点については、できるだけ、今もそうだと思いますけれども、自分の財布の中から保険をかけるということは、なかなかないのではないかなと思われま。ずっと作業費の中から、誰が作業をしても、その作業の中から保険をかけていただきながら森林を守っているということでございますので、一番良いのは、私から見ていると、仕事を前倒しすればいいような気がするんですけども、お金を前倒ししているのではないかなと、こういうふうに考えていますが、今、主伐にきているから3齡級、4齡級には手が回らないよということであれば、計画を持った造林をした方がいいのではないかなと、やはり3齡級、4齡級に手をかけられないということになれば、植え付けする効果もないということだと思います。ただ、組合の皆さんもお話していますよ。あるところに山を貸したが、かなり戻されている部分もあります。今、そういうことで戻されても困ると、広葉林にしておけば2回も売れたと、そういうふうな組合の話もありましたし、また、この造林事業でかなり葛巻の農家の人たちが副業で手伝いに行って手間をもらって生活が成り立ってきたわけですので、それは大変助かったと思います。ただ、植えるのだけは植えて、除伐、間伐は自分たちでやりなさいと、そういう金はないというのであれば、はじめから、そういうふうにござしながら、説明をしながら、造林とか、または普通の広葉林にした方がいいのか、その辺をどのように考えていけばいいのか、どのように説明していくのか、そういう機会も設けながら、そして、できれば、森林組合が3月頃、各地区のセンターで集まって事業の取りまとめをするんですけども、森林組合と一体となって、こういうふうになっていますよと説明をするべきではないかなと思われまが、その点については、どういうふうに思われまか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

森林組合との情報につきましては、随時連絡を図りながら、情報共有をしながら進めてまいりたいというように思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

そういうことではなくて、情報を共有するのはいいんですけども、県とか町で急に、今まで5年間の下刈りなのが3年間になったよとか、または3齢級以上の除伐は今のところはできないよとか、そういうものを、しっかりと森林組合が共有しながら、説明しなければならない部分については説明をできるような森林組合とも共有していかなければならないのではないかなと思いますけども、その点については、どうですか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

森林整備の事業につきましては、直接、県と森林組合と事業を実施している部分がございます。我々担当課といたしましても、県との情報を町としっかり共有しながら、さらに、そのことが事業実施主体でございます森林所有者、あるいは事業体ですね、森林組合、そういうところと、しっかり共有されるように情報の共有するようなことですね、細かい情報をしていきたい、国、県もいろいろな事情があって補助の要件を制限していることと思われるので、それらのことが適切に伝わるような形での情報提供というのをしっかり進めてまいりたいというように考えております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

くどいようですが、一番、書き物で、このように変わりましたから、このようにしますよということは、常に、自分だけで分かっていないで、やはり組合の方々にお知らせするときにはお知らせしながら、そして、進めていかなければならないと思われまます。ただ、分かっていると思いますけども、植え付けしてから早くても40年以上しないと伐採できない期間ですので、やはり一番は、30年経つと間伐をしても搬出経費とか、そういうのに町からもお世話になり、お金になるわけですが、そして、あとは材料を売った場合とか、そういうのを重ねていくと、なんとか事業費になるのではないかなと思います。それ以下の部分については、ほとんど切り捨てるような感じでいきますので、その点は特に県のつながり、または森林組合のつながりを含めて考えていただければなど、こういうふうに考えています。それは、ぜひ書き物が変わったならば、組合の皆さんに紙でもいいし、何かの会合でもいいから、組合の取りまとめのときでもいいし、いろんな機会にお話があると思います。そういうことを進めてもらえるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

その情報が適切に伝わって理解されるまでですね、情報共有されるようなことで、今後、進めてまいりたいというように思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

葛巻町は早急に森林整備事業に入らないと大きな損失もあると思いますし、または森林被害、または土砂崩れの被害などがあるかなと思いますので、森林保険がそれなりに、今お話したように、植え付けしてから11年目は切れるわけでございます。その点については、今後、作業するにあたって、または保険金が本当に支払えない場合にはどのように考えているのか、副町長、よろしくをお願いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げますが、今、造林の事業、あるいは造林の3齢級以上の事業に係る県、国の支援事業等々によって進めている現状の中で、それぞれ、なかなか予算の確保といえますか、そういう状況が全体として、ご指摘がありましたように、うまくいっていないのではないかとこの部分等の、これまで、いろいろな角度からお話をいただいたと、このように思っているところであります。そういう中で、今後、町の方として、そういう対策に対して町がどうしていくかということであろうかと思いますが、これにつきましては、特に今これで対応しますよというような具体的などころまではいっていないわけですが、今回の森林環境譲与税の使途ということとも重なる部分はあると、このように思っております。といたしますのは、町村において間伐、あるいは担い手の確保であったり、あるいは木材の利用促進という部分等が今回の使途の目的になっていることと、それから、もうひとつ大きな部分というのは、どうしても、これまで手入れができなかった森林の整備、これら等についても先程来話している中で、やはり災害等々に影響する部分、森林管理が適正に行われていないことによつての、そういう問題も懸念されている、あるいは全国で、そういう状況が発生しているということ等もお話があったわけですが、そういう中で、ちょうど今年の4月であります、森林経営管理法ができて、それらについて今度は具体的にどう進めていくかという経営管理計画といえますか、これを町の方でもしっかりと立てながら、林業者、所有者の意向等も把握しながら、意欲のある事業体に委託する、あるいは町が直接的に管理していくと、そういったふうなこと等も含めて、今後、町としての対応をしっかりと示していかなければならないと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。いずれ、今回のような支援策につきましても、併せて、そういう中で検討して、町としても打てるような対策に結びつけていけるように、ひとつ検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

今の副町長さんの話を聞きますと、今は12月ですので、来年にはなんとか、そういう環境が、事業が動くというような感じの捉え方でいいでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

来年といたしますか、そういう時期までの部分というのは今なかなか示しにくいわけですが、いずれ、課題といたしましては、先ほどお話ありますように、造林の件についても3年から5年の部分の中でも、3年しか対応できないような状況になっているというような内容であるということでもありますし、また、造林3齢級以上の部分についての対応という部分が、やはり、どうしても現在の制度の中で乗せていく、その部分が難しい状況にあるという部分でもございますので、ちょうど今、町としては森林経営管理法に基づいたひとつの経営計画を立てる部分もございますので、そういう中に、その事業についても一緒に具体的な今後の管理のあり方という観点の中で、町がどこまで、そういう事業に対する支援ができるかという部分も含めて検討をさせていただきたいという意味でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

あと、町水道でございますが、やはり、いろんな問題を抱えながら、この町水道については見ていますと、どこの県でも水道が破裂して、この問題が起きているのがテレビにたくさん映されているわけですが、そういう安全性は十分大丈夫でしょうか。北部地区の水道については、どうでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

町水道の安全性は大丈夫かというようなご質問だったと思いますけれども、少し長くなりますけれども、町の方の水道事業の概要ですけれども、40年代に整備した小屋瀬簡易水道だとか江川水道については、これは整備済みと、今年度で江川水道については終わっております。50年代、52年に馬淵川の水道の方は整備されておまして、整備か

ら、もう42年が経過しております。実際のところ漏水が頻発しているということで、対応は徐々に大変な方に向かってきているわけですが、いずれ、すぐに、その整備ができればいいわけですが、馬淵川の水源を含めて、ほかにも整備が必要なところが点在しておりますので、一番は財政状況を少し勘案しながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

その下に、それぞれの集落で町で施設をつくったタンクがあると思われていますが、それが何カ所くらいあるのか、または、その中で、すぐに修理しなければ使えない部分がどれくらいあるのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

町の水道の施設の概要ですけれども、水源地が15施設、それから、浄水場が15施設、それから、配水池が18施設、それから、ポンプ室が12施設、これに伴います管路が140,700メートルというふうになっておりますけれども、このうちの西部地区、江川地区の方については整備が済んだということで、それを除くと、明確に何施設残っているというふうには申し上げにくいわけですが、いずれ、今すぐに対応が必要だというふうな、緊急的に対応が必要だというふうな施設は今のところはないという状況です。ただ、漏水が頻発しているという、そういうふうな部分については、その都度、対応しておりますので、今の状況としては、そういうふうな状況でございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

今、私の質問したのが違うように聞こえたようですけれども、私の今調査していただきたいというのは、それぞれの集落に沢からタンクを引っ張って、自分たちで管理している施設はいくらあるのですかと、それと、修理しなければ使えないタンクがどれくらいあるのかということでございます。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

今、姉帯議員が質問されたのは未普及地域のことなのではないかと思いますが、未普及地域については11地区、そして、57世帯、375人の方々がおられるわけですが、この中には昭和40年代に設置いたしました農林省サイドの給水施設、それから、それ以外の方々は共同で自家水、沢水を引っ張るだとか、あとは個人で地下水を掘り上げて対応しているというふうな状況ですけれども、農林省サイドで行った、その給水施設については1カ所、2カ所ほどですね、なかなか、この水の確保が大変だというふうな状況のところがあるようでございます。ただ、今、水道事業所としては、その修繕については補助的には支援をしているというふうな状況でございますけれども、今後、そういうふうな施設について、どのような支援をしていったらいいかというのも今の実際の課題でございますので、これから、その辺を少し充実できるように検討してまいりたいと思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

まず、それぞれ、この前、葛巻病院で会ったお母さんですけれども、水が足りなくてお風呂にも入れなかったと、何年か前に貴方から言われたのが答えがなっていないのだけれども、どういうふうに進んでいますかと聞かれました。そういうことで、1日も早い、そして、町水道として使えない部分については、おそらく、その辺で地下水を掘っているわけでございます。その点については、そのような補助をどれくらいか出すとか、そういうふうな話し合いを持って今後進めさせていただきたいと思っております。終わります。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、12月10日から12日までの3日間を休会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、12月10日から12日までの3日間は休会とすることに決定しました。

なお、明日10日は、議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開催しますので、お知らせいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

（散会時刻 12時20分）